

新型コロナウイルス感染症対策に係る本市の対応状況

- 5月 4日 **新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（特措法第32条第1項）の期間延長により、全都道府県の区域で緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長される。**
- 5月 5日 **政府が緊急事態措置を実施すべき期間を延長したことを受け、富山県緊急事態措置が5月31日まで延長される。（区域：富山県全域）**
- 5月 6日 第16回射水市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
＜内容＞
- ・政府の緊急事態宣言の期間延長及び第8回富山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(5/5)を受けての情報共有
 - ・公共施設の一部再開の検討
(現在休館中の施設については、原則5月31日までの休館を継続する。
なお、今後の市内における感染者発生状況によっては、一部施設について早期の再開を検討する。)